

大和市告示第226号

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年12月18日

大和市長 大木 哲

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成26年大和市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設（以下「」を削り、「」という。）、同条第1項の規定による認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）の保育所機能を有する施設及び大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第43号）第3条各号に掲げる全ての要件を満たす私立幼稚園（以下「長時間預かり保育等実施幼稚園」という。）」を「、幼稚園型認定こども園の保育所機能を有する施設及び長時間預かり保育等実施幼稚園」に、「に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「県要綱」という。）、」を「のうち、平成29年度保育所等整備交付金交付要綱（平成29年3月31日厚生労働省発雇児0331第6号厚生労働事務次官通知「平成29年度保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「国整備要綱」という。）、平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年8月3日厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙。以下「国要綱」という。）及び認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文部科学大臣裁定）並びに」に、「）及び」を「）に定めるものに対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた幼稚園

をいう。

(3) 長時間預かり保育等実施幼稚園 1 1 時間以上に渡って開園し、通常の教育時間の前後、長期休業期間中等に園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を実施する私立幼稚園（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱（平成 2 7 年 4 月 1 3 日雇児発 0 4 1 3 第 3 6 号「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」別添。以下「長時間預かり保育支援要綱」という。）に掲げる実施要件を満たすものに限る。）をいう。

(4) 保育所型及び幼保連携型認定こども園の保育所部分 次に掲げるものをいう。

ア 法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる保育所（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 6 条の 8 第 1 項に規定する公私連携保育法人を含む。）において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分

イ 幼保連携型認定こども園（法第 3 4 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。第 6 号において同じ。）において、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分

ウ 平成 2 8 年 8 月 8 日府子本第 5 5 5 号・2 8 文科初第 6 8 2 号・雇児発 0 8 0 8 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」（以下「分園通知」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園の分園及び保育所型認定こども園の分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分

(5) 幼稚園型認定こども園の保育所部分 保育を行う幼児が 1 0 人以上の次に掲げるものをいう。

ア 幼稚園型認定こども園（当該施設の定員が 2 0 人以上の場合に限る。）において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分

イ 分園通知に基づき設置する幼稚園型認定こども園の分園（当該施設の定員が 2 0 人以上の場合に限る。）において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分

(6) 学校教育部分 幼保連携型認定こども園において、教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校としての教育を実施する部分をいう。

第 1 1 条を第 1 3 条とする。

第 1 0 条第 2 項中「第 2 条第 1 号の防犯対策整備事業」を削り、同条を第 1 2 条とし、第 9 条を第 1 0 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(認定こども園化移行等計画の期間内に基準を満たさないこととなった場合に伴う補助金の返還)

第11条 市長は、国要綱3(13)に規定する保育所等改修費等支援事業であって、長時間預かり保育の実施に必要な改修を行う事業の対象となる長時間預かり保育等実施幼稚園が次のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年神奈川県条例第52号)に規定する基準を満たしていない幼保連携型認定こども園への移行を目指す長時間預かり保育等実施幼稚園が、認定こども園化移行等計画(幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園への移行に係る計画又は幼稚園として子ども・子育て支援新制度に移行した上で併せて小規模保育事業を実施する(0歳児から2歳児までを受け入れる場合に限る。)計画をいう。以下同じ。)の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号)及び認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65号)に規定する基準を満たしていない幼稚園型認定こども園への移行を目指す長時間預かり保育等実施幼稚園が、認定こども園化移行等計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

(3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)に規定する基準を満たしていない小規模保育事業への移行を目指す長時間預かり保育等実施幼稚園が、認定こども園化移行等計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

第8条第1項中「翌年度の4月5日」を「3月31日」に改め、同条を第9条とする。

第7条各号列記以外の部分を次のように改める。

規則第6条第2項の条件は、次に掲げるとおりとする。

第7条中第6号を第9号とし、第3号から第5号までを3号ずつ繰り下げ、第2号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

第7条中第1号を第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加え、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を含む。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）しようとする場合には、市長の承認を受けなければならない。

第4条第1項中「県要綱別表2補助基準額表、保育所等緊急整備事業及び同表認定こども園整備等事業の規定により算出される額並びに県整備要綱別表に基づき算出した基準額に2を乗じた額に4分の3を乗じて得た額（）」を「別表補助基準額の欄に掲げる額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、」に改め、「。）とする」を削り、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（補助事業）

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表補助事業の欄に掲げる事業とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条、第5条関係）

対象施設	整備区分	補助事業	補助基準額
保育所型及び幼保連携型認定こども園の保育所部分	創設、増築及び増改築	国整備要綱8(1)アに規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2分の3を乗じて得た額
	大規模修繕等	国整備要綱8(1)イに規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
	防音壁整備	国整備要綱8(4)に規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
	防犯対策の強化に係る整備	国整備要綱8(5)に規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
幼稚園型認定こども園の保育所機能部分	創設、増築及び増改築	国整備要綱8(2)アに規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
	大規模修繕等	国整備要綱8(2)イに規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
	防音壁整備	国整備要綱8(4)に規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
学校教育部分及び幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園部分	創設、増築、増改築、改築及び大規模修繕等	県整備要綱第2条第1号に規定する認定こども園整備事業	県整備要綱に基づき算出した交付額に2を乗じて得た額
幼稚園型認定こども園	防犯対策整備	県整備要綱第2条第2号に規定する防犯対策整備事業	県整備要綱に基づき算出した交付額に2を乗じて得た額
幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する	改修費等	国要綱3(13)に規定する保育所等改修費等支援事業であって、長時間預	国要綱に基づき算定した交付額に2分の3を乗じて得た額

長時間預かり保育等実
施幼稚園

かり保育の実施に
必要な改修を行う
事業

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の手続とみなす。